

確認申請書作成における留意事項（意匠）

申請書

1	令和4年4月1日の規則改正で、確認申請書（建築物）、建築計画概要書の様式が改正されました。申請の際は、新様式で提出していただくようお願いします。
2	申請地の地名地番が記入欄に書き切れず代表地番に他○筆と表示する場合は、別紙で地番一覧を添付してください。
3	土地区画整理地内の申請地の地名地番は「仮換地」「従前地」などが区別できるように表示してください。
4	市街化調整区域では建築物の主要用途は、都市計画法の許可書、60条証明、前回の確認申請と整合させてください。 都市計画法の許可等を受けている場合は第一面、第三面、概要書等の主要用途欄は「工場（○○機器製造業）」「大学寄宿舎」「農家住宅」など、許可書等と整合させてください。
5	第二面【3】欄に記入する建築士事務所の登録番号は最新のものを記入してください。 建築士事務所の登録は5年更新となっており、愛知県では番号に登録年度が表示されていません。 令和4年度の登録例「（い-4）第12345号」
6	建築物の名称又は工事名が定まっている場合には、第二面【9】欄に記載してください。 なお、工事名を記載する場合は工事名の後ろに（工事名）を追記してください。 愛知県では、この欄に記載のある名称で確認済証が交付されます。
7	建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、第三面【14】欄に根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付を記載してください。（記載しきれない場合には別紙を添付してください。） 記載例： <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条第1項許可 □建第△△-123号 令和4年12月20日 ・建築基準法第43条第2項第二号許可 □建第△△-123号 令和4年12月20日 ・浄化槽の場合 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定 型01Cad0a0012345 令和4年12月20日 ・建築物の場合 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定 型01Aaca0012345 令和4年12月20日 建築基準法第68条の26第1項の認定 MNNN-1234 令和4年12月20日
8	法第7条の3第1項の規定による特定工程を含む建築物は、第三面【17】欄に令第11条又は平成18年愛知県告示第161号により、建築物の主要な構造ごとに特定工程を誤りなく記載してください。 記載例： <ul style="list-style-type: none"> ○法第7条の3第1項第一号（階数が3以上であるRC造共同住宅） 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 ○法第7条の3第1項第二号（平成18年愛知県告示第161号に規定する建築物） <ul style="list-style-type: none"> ・木造（軸組工法）：屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組の工事 ・木造（枠組壁工法）：屋根ふき工事及び構造耐力上主要な耐力壁の工事

- ・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造：鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
- ・鉄筋コンクリート造：鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋の工事
- ・RC造（プレキャストコンクリート部材）：鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の接合部の工事
- ・工場生産による一体型又は組立式のもの：構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事

9	法第86条の7又は法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事完了後においても引き続き適合しない規定及びその時期（基準時）等を第三面【18】欄又は別紙に記入してください。
---	--

10	第三面【18】欄に、申請建築物のうち【12】欄の建築物の数に計上されない延べ面積が10㎡以内のものについて、その概要（建築物の用途、構造、階数、最高の高さ、建築面積、床面積）を棟ごとに記載してください。
----	---

11	既存の建築物について、増築等の確認申請をする場合で、前回の確認以降手続きを要しない10㎡以内の増築がある場合には、第三面【18】欄に、その概要（建築物の用途、構造、階数、最高の高さ、増築を行った時期、建築面積、床面積等）を記載してください。
----	--

12	第三面【18】欄に、市街化調整区域内での住宅の建替え等で、都市計画法の許可を要しないものかを判断するために、線引き（区域区分の決定）以前の場合は建築年月日を記載し、線引き以降の場合は既存建築物の確認済証番号、年月日及び検査済証番号、年月日を記載してください。
----	---

13	第四面【10】欄には、申請建築物に設置する建築設備を明示して下さい。
----	------------------------------------

建築設備とは、法第2条第三号にいう、「電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針」です。
 この他、合併処理浄化槽、非常用の照明装置、太陽光パネル、住宅用防災機器等もこの欄に記載してください。

14	第四面【16】欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
----	--------------------------------------

15	計画の変更申請の際は、第三面【19】欄、第四面【19】欄、第五面【9】欄に変更の概要について記入してください。
----	---

添付書類

16	建築基準法、都市計画法の許可・認定等を受けた場合には、許可書等の写しを申請書に添付してください。なお、照合のため原本の提示をお願いします。 また増築等の場合には、既設建物の確認済証・検査済証の写しを申請書に添付してください。（検査済証を紛失した場合は交付されている旨の証明を受けてください）
----	--

17	規則等に定めていませんが地番確認のため公図の写しの添付をお願いします。
----	-------------------------------------

18	法第86条の7の規定が適用される建築物の場合、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書を添付してください。
----	--

規則第1条の3第1項表2(61)項を参照

規則で定めた様式がありませんので、旧細則様式の「不適合建築物に関する報告書」を参考書式として利用してください。(構造耐力に関する既存不適格調書は別に定めています。)

それぞれの様式は建築指導課のホームページからダウンロードすることができます。

愛知県建築指導課各種様式ダウンロードページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-youshiki.html>)

19	中間検査対象の木造建築物には壁量計算表(1/4のバランス検討含む)を添付してください。また平面図又は軸組図にH12告示第1460号に定める継ぎ手及び仕口の構造方法を表示してください。(N値計算を行った場合はその計算書も添付してください。)
----	---

耐力壁の位置、金物等の種類は施工前の確認が肝要であるため、中間検査対象建築物は、確認の特例に関わらず申請時に資料の添付をお願いいたします。

20	申請地及びその周辺に高さ2mを超えるがけ(斜面の勾配が30度を超えるもの)がある場合は、細則第1条に基づき建築物とがけの状況を示した断面図を添付してください。また建築物ががけの高さの2倍以上離れていない場合は、建築物の基礎の構造、擁壁の安全性など県条例第8条の対応についても明記してください。
----	--

当該断面図及び配置図にはがけの高さと建築物までの距離、のり面の勾配、擁壁の仕様などを表示してください。

21	法第87条第1項の規定により、用途を変更して確認申請を提出する場合、現況図面(平面図、立面図、断面図等)の添付をお願いします。
----	---

検査済証の交付を受けた建築物であることを確認するため、確認済証・検査済証の写しの添付も合わせてお願いします。

22	添付図書の縮尺は、添付されている用紙サイズで正しい値を明示してください。
----	--------------------------------------

作成図面を縮小印刷して添付する場合は、【A1:S=1/100、A3:S=1/200】といった凡例を明示してください。

23	既存建築物と同一棟で増築する場合、増築する部分だけではなく、既存部分を含めた図面としてください。
----	--

建築物全体で建築基準関係規定に適合している必要があります。そのため、意匠図(各階平面図・立面図・断面図)、設備図など既存部分の図面の添付をお願いします。

法規チェック

24	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は、原則として建築物全体に排煙設備の設置が必要です。廊下、倉庫等の非居室についても対応を明記してください。
----	--

25	50㎡を超える居室(天井の高さが6mを超えるものを除く。)については、令第128条の3の2第一号に規定する開口部(天井から80cm以内に床面積の1/50)の算定をしてください。(開口部がない場合には令第128条の5第5項により内装制限がかかります。)
----	---

排煙設備としてH12建設省告示第1436号第三号を適用した場合の1/50の開口面積とは有効部分が異なりますので留意してください。

また、令第128条の3の2第一号に規定する開口部がない場合、その用途にかかわらず内装制限がかかりますので、留意してください。

26	令第116条の2第1項第二号による排煙無窓居室の算定を行う場合、天井より下方80cmまでの位置にある開口面積を算定対象としてください。
----	---

平均の天井高さが3mを超える居室についても、天井より下方80cmの位置にある開口面積で算定する必要があります。(H12建設省告示第1436号第三号による開口面積の算定を適用する場合、開口部を不燃材にする等第三号の規定を満たす必要があります。)

27	シックハウス対応換気設備の能力計算において、居室と階段・廊下・トイレなど「通気が確保される建具」で空間が一体となる場合は、全ての室容積を合計して能力を算定してください。また換気扇については有効換気量(圧力損失を考慮した換気量)の根拠についても添付してください。
----	--

「通気が確保される建具」として開き戸で計画している場合は、アンダーカット(1cm以上)や換気ガラリが設置されていることが確認できるよう図面内に明示してください。

28	申請建物が既設建物に隣接する場合は、既設建物について、延焼のおそれのある部分の防火措置を明示すると共に、採光、換気、排煙設備、居室からの避難距離、敷地内通路等に支障がないことを示す根拠を添付してください。
----	--

増築によって既設建物に新たに延焼のおそれのある部分が生じたり、法規上有効としていた開口部の条件が変わる場合があります。改修計画を明示すると共に、有効面積の減少、出口の位置の変更に伴う法規チェックを行ってください。

29	地盤面を算出する際の建築物が地面と接する位置には、局部的な盛土は考慮しないでください。また敷地の衛生上、安全上必要な範囲を超える盛土がなされる場合も、盛土後に建築物が接する位置以外の適切と考えられる位置を接する位置とみなします。
----	--

局部的な盛土とは、フラワーポットなど意匠的に設けられるものや、上部の水平な面が2m以上の広がりを持たないものをいいます。ただし隣地・道路の高さと同程度までの盛土は除きます。

30	建築材料について、不燃・準不燃・難燃の別、該当告示番号若しくは大臣認定番号を明示してください。
----	---

令第128条の5の内装制限の適用を受ける建築物の他、耐火・準耐火性能等の要求がある箇所、防火・避難に関する規定の緩和を受ける箇所等については、不足の無いように上記番号を明示してください。(規則第1条の3第1項表2(2)~(4)、(8)、(14)、(15)ほか)

配置図

31	配置図には建築物周囲のレベル(平均地盤の算定根拠)、隣地・道路中心のレベル、建築物の配置寸法(敷地境界からの寸法)、排水経路、擁壁の仕様、建築物に附属する門若しくは塀の位置などを明示してください。
----	--

自転車置き場など付属建物に配置寸法、レベルの記入漏れが多く見受けられます。規則第1条の3第1項表1(イ)項などを参照し、確実な図面への明示をお願いします。

32	道路斜線制限検討において後退緩和を適用する場合は、道路境界線から建築物の最も突出した部分までの最短距離を明示してください。
----	---

建築物と道路境界線との間に令第130条の12に掲げるもの以外の建築物の部分が存在しないことを明示してください。(規則第1条の3第1項表2(28)項(ろ)欄を参照)

33	法第35条に掲げる建築物の敷地には、令第128条の敷地内通路(有効幅員1.5m又は90cm)が確保されているか明示してください。
----	--

法第35条に掲げる建築物の出口及び避難専用の屋外階段から道等に通じる通路が必要となります。また通路の途中に門扉などがある場合の有効幅員に留意してください。
(規則第1条の3第1項表2(13)項を参照)

34	県条例第25条に掲げる建築物の敷地には、自動車の出入口の位置の規制があります。条例の各号に該当しないことを配置図に明示してください。 県条例第25条に掲げる建築物は下記のとおりです。 自動車修理工場及び自動車車庫(住宅に付属するものを除く)で50㎡以上のもの、 倉庫業を営む倉庫及び荷さばき所で床面積の合計が200㎡以上のもの
35	既設建物が複数ある場合にはその概要(用途・構造・階数・床面積・建築面積・耐火建築物の別・最高の高さ)を一覧表で記載してください。

日影図

36	日影規制の対象となる場合は、日影図用の地盤面の算定式を添付してください。(敷地内の全ての建築物を合わせた平均地盤面を算定してください。)
37	日影図にも建築物の配置寸法を表示してください。
38	日影図の作図は原則として申請地の北側の緯度とし、度分の入力に留意してください。 緯度について「度」「度分」表示の錯誤による入力間違いが多く見受けられます。 例(正しい緯度: 35° 10' ⇒誤った入力: 35.10°)
39	各時刻の日影は30分毎としてください。

平面図

40	平面図には面積算定に必要な寸法を全て表示してください。
41	令第112条第16項により準耐火構造とする外壁(防火区画に接する部分を含む90cm以上の範囲)には、その寸法と仕様を判りやすく表示してください。
42	令第112条第18項による異種用途区画にも留意して区画を表示してください。
43	令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置を設置した場合は、火災時において床面1lx以上の照度を確保することができる範囲を明示してください。 (規則第1条の3第4項表1(9)項を参照)
44	令第112条第20項及び第21項の規定が適用される場合は、防火区画を貫通する部分の処理について明示してください。 (規則第1条の3第1項表2(16)項を参照)

断面図

45	断面図における地盤面は設計G L、平均G Lの別を分かりやすく表示してください。
46	令第112条第16項により準耐火構造とする外壁（防火区画に接する部分を含む90cm以上の範囲）には、その寸法と仕様を判りやすく表示してください。
47	排煙設備の算定に使用している開口部は、有効寸法が分かるように建具の高さも表示してください。
48	天井の高さが異なる居室については、平均天井高さを求める際に必要となる各部分の天井の高さを明示して下さい。

設備図

49	図面中のシックハウス対応換気設備にはその旨を表示してください。
50	階数が3以上かつ500㎡を超える建築物、延べ面積が1000㎡を超える建築物等の居室とその避難経路には原則として非常用の照明装置が必要となります。対応について明示してください。
51	シックハウス対応換気設備の「給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書」には、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法を明示してください。 (規則第1条の3第4項表1(2)項を参照)

その他

52	愛知県ではラック倉庫（自動立体倉庫）について、その規模により耐火要求の有無、防火区画、容積率算定時の床面積の算定方法などの取り扱いを定めています。該当する場合は、その内容が確認できる仕様等を明示してください。 ラック倉庫に関する取り扱いについては、愛知県建築基準法関係例規集（平成29年版 愛知県建築士事務所協会発行）12、13頁をご覧ください。また、建築指導課までお問い合わせください。
53	格納又は駐車のために供する部分の床面積の合計が500㎡以上の自動車車庫については、県条例第26条により構造の制限があります。該当する場合は、その内容が確認できる仕様等を明示してください。
54	面積端数処理は原則として、敷地面積、建築面積は小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨て、床面積は各階ごとに小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てとしてください。（計算過程段階での端数処理は行わないでください。） 国土交通省ホームページの「建築行政のQ&A」より メートル法が導入された昭和41年の建築指導課長からの通達（住指発第87号）に規定されています。 (抜粋) なお、不動産登記法施行令第4条及び8条に、地積及び建物の床面積の単位と端数処理の方法が別記の参考のように定められているので、確認その他の事務についても、これに準じて行うよう念のため申し添える。 {参考}

○不動産登記法施行令第4条

「地積は、水平投影法により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルをこえるものについては、1平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○同施行令第8条

「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影法により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てる。」